公益財団法人 USNOVA
あすのば
子どもの貧困対策センター

すべてのひとり親世帯に
光をあてる支援を

－参議院厚生労働委員会 参考人意見陳述－

平成28年4月26日

子どもの貧困対策センター
公益財団法人あすのば
代表理事 小河光治

子どもの貧困対策センター 公益財団法人 あすのば

子どもの貧困がなくなる社会をつくるため

①子どもの貧困に関する調査研究をし、それに基づいた政策提言・法律改正をすすめる

②子どもを支える組織や人を支え、全国各地で充実した支援体制の確立

③子どもの自立に向け、物心両面での子どもたちへの直接支援

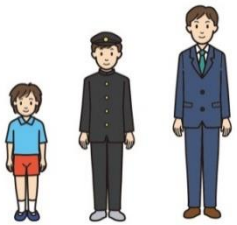

全国各地での支援活動の拡充

行政の支援制度の拡充

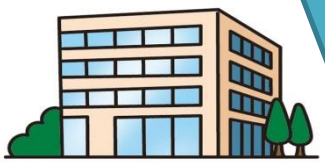

子ども

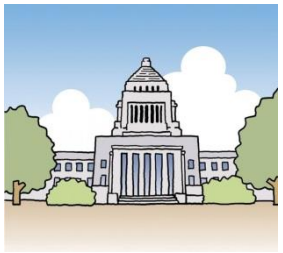

支援情報を伝える

給付金

合宿など

実態把握

支援制度を伝える

各支援団体

議会／行政

支援ノウハウなどの共有

研修会・交流会の開催

公益財団法人 USNOVA あすのば 子どもの貧困対策センター

政策提言・法律改正

調査研究の推進や協働

子ども委員会による企画・運営

寄付やボランティア支援

集会やメディアなどでの啓発

子ども

国民

公益財団法人 あすのば 役員・評議員

【代表理事】小河光治（あしなが育英会元理事）
【副代表理事】村井琢哉（山科醍醐こどものひろば理事長）
【理事】
工藤　　鞠子（「ここにいるよ。」プロジェクト実行委員長・法政大学１年）
久波　　孝典（チャンス・フォー・チルドレン インターン・東洋大学４年）
佐藤　　寛太（あしなが育英会大学奨学生・名城大学４年）
宮本　みち子（子どもの貧困対策に関する検討会座長・放送大学副学長）
【監事】
渥美　まゆみ（税理士・渥美まゆみ税理士事務所）
津久井　　進（弁護士・芦屋西宮市民法津事務所）
【評議員】
赤石　千衣子（しんぐるまざあずふぉーらむ理事長）
阿部　　彩（首都大学東京　都市教養学部教授）
高橋　　亜美（アフターケア相談所ゆずりは代表）
徳丸　ゆき子（大阪子どもの貧困アクショングループ代表）
村上　　吉宣（全国父子家庭支援ネットワーク代表理事）
幸重　　忠孝（幸重社会福祉士事務所代表・滋賀県スクールソーシャルワーカー）
渡　　剛（あっとすくーる理事長）
【事務局長】村尾政樹（こころから笑い合うためのネットワーク・ここわらねっと設立メンバー）

拡充するひとり親世帯支援制度

- 21年12月　「子どもの貧困対策法」制定を遺児学生ら提唱
- 25年 6月　「子どもの貧困対策法」が議員立法で成立
- 26年 8月　「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定
- 27年 4月　「子供の未来応援国民運動」スタート
- 27年12月　「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」発表

→児童扶養手当＝第２子以降の加算額の倍増！

→高校生等奨学給付金＝第１子への支給額の大幅増額！

→保育料＝第１子を半額、第２子以降を無償！（年収360万円以下）

→高等職業訓練促進給付金＝期間の延長・対象資格の拡大！

ひとり親世帯への支援の必要性

- ひとり親世帯＝146万世帯（母子124万＋父子22万）※1
- ひとり親世帯の子ども＝230万人（母子195万＋父子35万）※2
- ひとり親世帯の貧困率＝54.6%（子どもの貧困率＝16.3%）※3
- 貧困状況のひとり親＝80万世帯・126万人の子ども※4
- 母子世帯の母の就業率＝80.6%（うち正規雇用39.4%）※5
- 児童扶養手当受給率＝母子世帯73.2%・父子世帯45.9%※6

→ひとり親世帯の貧困率の改善が急務！

→貧困状況のひとり親世帯への支援を最優先で拡充！

→ひとり親の雇用安定・ワーキングプアから脱却！

→児童扶養手当は、ひとり親世帯の「命綱」！

※1:厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」※2:同調査から20歳未満の子どもの数を筆者推計 ※3:厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」※4:両調査から筆者推計 ※5・6:厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」

母子世帯への経済的支援こそ急務

- あすのば「入学・新生活応援給付金(3～5万円)」197人へ給付
- 給付世帯の最貧層＝生活保護を受けていない母子世帯

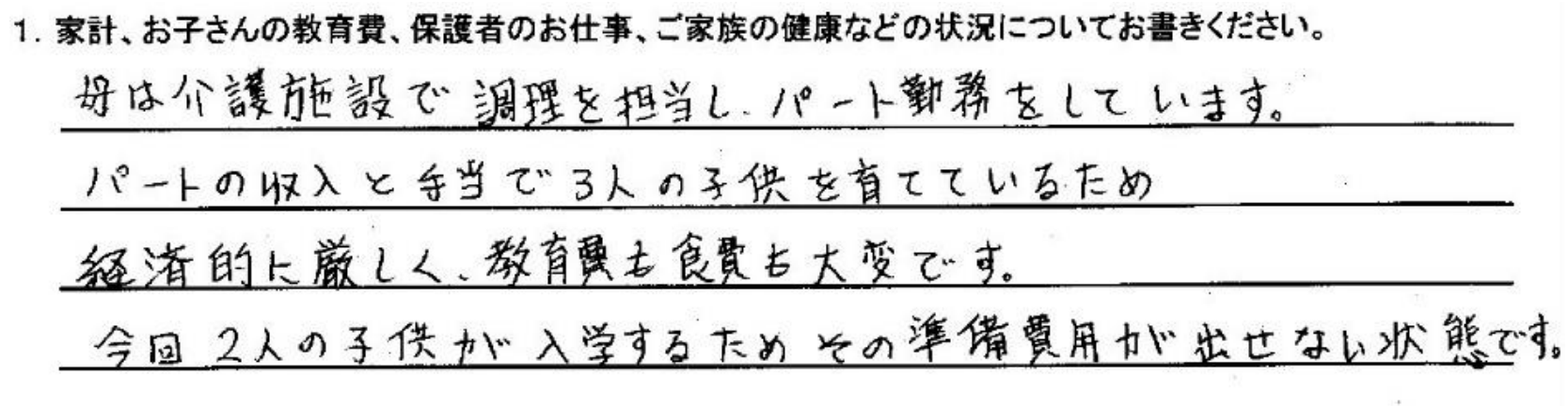
1. 家計、お子さんの教育費、保護者のお仕事、ご家族の健康などの状況についてお書きください。

母は介護施設で調理を担当し、パート勤務をしています。
パートの収入と手当で3人の子供を育てているため
経済的に厳しく、教育費も食費も大変です。
今回2人の子供が入学するためその準備費用が出せない状態です。

「住民票・非課税証明書発行手数料の600円が払えません」

母の年収75万円(税込)／高2・高1・中1の子ども／家賃2.5万円

→東京都「児童育成手当(月13,500円/人)」の手厚い支援！

→どこに住んでも同様な支援を受けられる制度に！

一人っ子のひとり親世帯へも支援を

- 児童扶養手当受給者の６割が児童数１人※1

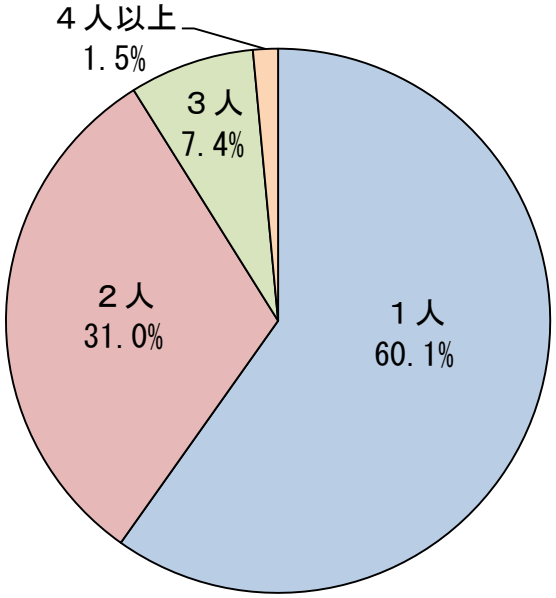

受給者数	受給対象児童数			
	１　人	２　人	３　人	４人以上
1,058,231	635,667	328,125	78,401	16,038
100.0%	60.1%	31.0%	7.4%	1.5%

→「第２子以降の加算」では光が届かない世帯が６割！
→すべての児童扶養手当受給世帯に「見捨てられていない」を！

※1：厚生労働省「平成26年度福祉行政報告例」

大学・専門学校への進学支援の強化

- ひとり親の子の進学率＝大学23.9%＋専門学校17.8%＝41.7%※1
  日本における進学率＝大学56.6%＋専門学校22.4%＝79.0%※2
- 就職希望の理由＝「進学したいが経済的に無理」29.3%
  ＋「進学したいが家計を支えねばならない」7.0%＝36.3%※3
- 大学学費＋生活費＝国立150万円・私立198万円※4
- 大学生の奨学金貸与者率＝51.3%※5

→希望すれば大学や専門学校への進学のチャンスを！

→児童扶養手当の支給対象年齢の20歳延長が進学を後押し！

→授業料減免や住宅費補助など学費・生活費負担の軽減を!

※1:厚生労働省「平成23年度母子世帯等調査」※2:文部科学省「平成27年度学校基本統計」※3:あしなが育英会「2014年度あしなが高校生アンケート調査」※4・5:日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査」

進学以外にも多様な子どもたちへの支援

- ひとり親の子の就職率＝33.0%※1
  日本における就職率＝17.7%※2
- 卒業3年後の離職率＝中卒65.3%/高卒40.0%/大卒32.3%※3

→高卒就職者への就労給付金などの支援制度の創設
→中卒や高校中退者への学び直しや就労支援の強化
→フリーターやニートへの包括的な支援の強化
→進学以外にも自立への選択肢を増やす
→子どもにマッチした多様な自立支援のしくみづくりを

※1:厚生労働省「平成23年度母子世帯等調査」※2:文部科学省「平成27年度学校基本統計」※3:厚生労働省「平成27年職業安定業務統計」

親子ともに希望ある あすのために

－さらに孤立し、経済的・精神的に追い込まれないように－

- 「大切にしています」というメッセージの重要性
- ワンストップ・サービスや訪問支援の充実
- 支援情報などを確実に届けるしくみを
  「子育て応援メール(文京区)」などをヒントにひとり親へも
- 児童扶養手当の支給＝4か月に1回→毎月へ
- 実態把握の充実「母子世帯等調査」＝5年→3年間隔に
- 国・自治体、学校、NPO、地域など社会全体での支援を
- すべての子ども支援の充実＝ひとり親世帯の子ども支援の充実